

**福島県各調査データ等可視化及び分析に伴うホープツーリズム  
ブラッシュアップ業務 委託仕様書**

**1 事業名**

福島県各調査データ等可視化及び分析に伴うホープツーリズムブラッシュアップ業務  
(以下「本事業」という。)

**2 目的**

福島県が実施している各調査データ並びに「ホープツーリズム入込実績」等の多種多様な情報を体系的にまとめて可視化し、分析することで、ホープツーリズム事業全体の課題と次なる施策の指針や、リピーター獲得の戦略立案並びにリピーター対応モデルコース等のリピーター向けコンテンツの造成を実施し、ホープツーリズムが更なるブラッシュアップを図ることで、浜通り地域の風評払拭と観光誘客を目的とする。

**3 実施概要**

本事業は、ホープツーリズムの更なるブラッシュアップを目的として、福島県が実施している各調査データ並びに「ホープツーリズム入込実績」等の多種多様な情報を体系的にまとめて可視化し、分析することで、ホープツーリズム事業全体の課題と次なる施策の指針を提案するとともに、ホープツーリズムの更なる周知拡大、認知向上に伴う、浜通り地域の風評払拭と観光誘客を図る。

**4 業務内容**

**(1) 各調査データ並びに「ホープツーリズム入込実績」等含むB I ツールを使用した可視化業務**

下記に記載する各調査データ（ローデータ）について、データ分析のスキル等がなくとも、容易に統計データ等から欲しい情報を得ることができるようするため、B I ツールを用いて、県及び協会所有の各種データを分かりやすく、かつ、利用しやすい形式で提供し、可視化すること。

**ア 提供各調査データについて**

**①福島県（以下「県」という。）提供データ**

（ExcelまたはPDF形式ローデータ：平成28年～令和6年度分）

- ・福島県観光客入込状況調査
- ・福島県教育旅行入込調査
- ・福島県教育旅行復興事業

- ・浜通り等15市町村交流人口の実態調査 ※令和5年度分のみ
- ②福島県観光物産交流協会（以下「協会」という。）提供データ  
(Excel形式ローデータ：平成28年～令和6年度分)
- ・ホープツーリズム入込実績
  - ・ホープツーリズム・浜通り地域拠点リピーター調査結果
- ※令和6年度分のみ

イ B I ツールについて

- ①目的に応じてオープンデータとしてインターネット上に公開可能な機能を有すること。
- ②データクレンジングの履歴を確認できること。
- ③B I ツールの操作が初めての者にもローコード、ノーコード等で使いやすい操作性であること。
- ④B I ツール上で作成したダッシュボードは、WEBサイト、PDF及び紙面等への掲載も可能であること。
- ⑤ライセンスは契約後協議にて設定した開始期間から、令和8年3月31日まで使用可能であること。なお、令和8年4月において、契約を継続する場合は、ライセンス提供期間終了後、速やかに次契約に基づくライセンスの利用が可能となるようあらかじめ調整を行うこと。
- ⑥クラウド型で、ライセンス利用者がデータを共有できる環境とすること。

ウ 可視化について

- 提供データに基づいた各属性を計測し、分析ツールにより可視化し、観光客の傾向や観光導線を取りまとめること。ただし、各属性については、協会と協議の上決定する。

(2) データ分析業務について

- ア 分析のメニュー（単軸での分析メニュー、例：来訪地分析、発地分析、属性分析、周遊分析等）を少なくとも4つ用意し、クロス（複数軸）で分析ができるようにすること。
- イ 地域経済分析システム（RESAS（リーサス））等オープンデータプラットフォームを活用し、県及び協会からの提供データとの比較分析を行うこと。なお、活用できるデータについては企画提案をすること。
- ウ 各調査・分析項目については、今後ベンチマークとして継続的に追跡できるものとし、客観的な検証の可能性に留意すること。また、分析においては、「3C分析」「STP分析」をアセスメントし、実施すること。

### （3）リピーター対策業務について

- ア 分析データを活用し、公式LINEアプリ（@hopetourism）を使用した、再来訪に繋がるリピーター獲得戦略立案をすること。
- イ 分析データを活用し、リピーター対応モデルコースをはじめとするリピーター向けコンテンツを3件以上造成すること。

## 5 提出書類

- （1）着手届（様式第1号）
- （2）実施工程表（任意様式）
- （3）その他、協会が業務の確認に必要と認める書類

## 6 成果品の提出

- （1）完了届（様式第2号）
- （2）経過報告書（様式任意）
- （3）業務報告書（様式任意）
- （4）その他、別途担当者が指示するもの一式
- （5）提出期限：令和8年2月16日（月）
- （6）提出部数：紙媒体1部  
データ1式

## 7 その他業務上の留意点

### （1）著作権

成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、協会に帰属するものとする。

### （2）第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、協会は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。